

■ ご案内

千葉県の中企業向け融資

□ 県制度融資の基本的な流れ

県制度融資は県内の中企業の皆様に、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、県、中企業団体中央会、商工会議所、商工会、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもとで行われている融資制度です。

- ① 中企業者が金融機関（あるいは中央会又は商工会議所若しくは商工会）に融資を申し込む（申し込まれた中央会等は金融機関に融資依頼、保証協会に融資斡旋依頼を行なう）
- ② 金融機関は保証協会に対して保証依頼を行う
- ③ 保証協会の保証が得られれば融資が実行される

□ 県制度融資の対象となるのは

県内中企業者（個人、会社、組合等）の方、及び県内で新規創業される方が融資の対象となります。ただし、事業資金、サポート短期資金を利用するにあたっては、同一事業を1年以上引続き営んでいることが必要です。

また、創業資金については創業後5年未満までの方が対象となります。

□ 中企業者等、創業者とは

県制度融資では、以下の方を中企業者等、創業者としています。

1. 中企業者等

(1) 中企業信用保険法（以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する会社・個人

- ① 小売業：資本金5,000万円以下、従業員50人以下
- ② サービス業：資本金5,000万円以下、従業員100人以下
- ③ 卸売業：資本金1億円以下、従業員100人以下
- ④ その他の業種（製造業・建設業等）：資本金3億円以下、従業員300人以下

(2) 法第2条第1項第1号の2に規定する会社・個人

- ① ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）：資本金3億円以下、従業員900人以下
- ② ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金3億円以下、従業員300人以下
- ③ 旅館業：資本金5,000万円以下、従業員200人以下

※(1)、(2)については、資本金または出資金、従業員のいずれかの要件を満たしていれば中企業者に含まれます。

(3) 法第2条第1項第3号に規定する医療法人

- ① 医業を主たる業とする法人：従業員300人以下

※県制度融資では、1. (1)~(3)のうち、特に以下の内容に該当する中企業者等の方を小規模事業者としています。(次の(4)については一部の組合に限る。)

- ① 商業・サービス業：従業員5人以下
- ② その他の業種：従業員20人以下

(4) 組合（法第2条第1項第2号、2号の2、4号~7号に規定する組合）

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒類業組合、内航海運組合、内航海運組合連合会（組合によっては構成員、業種、資本金（出資金）等に制限があるものがあります。）

2. 創業者

- (1)事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。
- (2)事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。

□ 県制度融資の対象とならない業種、資金使途

1. 対象とならない業種

農林漁業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）等、信用保証協会の保証対象外業種は県制度融資の対象になりません。

2. 対象とならない資金使途

事業資金であっても、以下に掲げる資金は対象としません。

- ①投資資金（法人設立又は増資のための出資金を含む）
- ②借換え資金（県制度内の借換制度を利用する場合を除く）
- ③転貸資金（サポート短期資金のうち組合転貸を除く）
- ④その他、系列や取引先の債務を肩代わりするための資金、県外資金、生活資金等

□ 県制度融資の種類と申込先

取扱金融機関、また中小企業団体中央会、商工会議所、商工会でも申込受付をしております。資金によって申込先が異なる場合がありますので、先ず現在お取引のある金融機関にお尋ねください。

■ 主な制度融資の種類

①**事業資金**＝同一事業を1年以上引き続き営む県内の中小企業者等で、事業活動上の資金を必要とするもの。②**サポート短期資金**＝中小企業者等であって一時的な資金を必要とするもの。③**小規模企業資金**＝小規模企業者で、事業経営上の資金を必要とするもの。④**挑戦資金**＝新たに次のいずれかに取り組まれるもの。i 経営革新計画の承認、ii 情報化推進、iii 事業転換や事業多角化、iv 知的財産の活用。⑤**セーフティネット資金**＝以下のいずれかに該当するもの。i セーフティネット保証の該当、ii 売上減少、iii 取引先倒産の影響、iv 災害被害。⑥**再生資金**＝再生支援協議会の支援を受け再生を図るもの。⑦**観光施設資金**＝県が承認する観光施設整備計画に基づく観光施設の整備を行なうもの。⑧**地域商業資金**＝小売業を営み、かつ、大型店進出への対応を図ろうとするもの

◎ お問い合わせ先

現在お取引のある金融機関又は

制度融資の内容	千葉県商工労働部経営支援課	TEL .043-223-2707
	本会工業支援グループ	TEL .043-242-3277
	／ 商業支援グループ	TEL .043-306-3284
融資の相談	日本政策金融公庫館山支店	TEL .0470-22-2911
	／ 松戸支店	TEL .047-367-1191
	／ 千葉支店	TEL .043-243-7121
	／ 船橋支店	TEL .047-433-8252
	商工中金千葉支店	TEL .043-248-2345
	商工中金松戸支店	TEL .047-365-4111
信用保証制度の内容	千葉県信用保証協会本店	TEL .043-221-8111
	／ 松戸支店	TEL .047-365-6010